

入院時食事療養費

田中病院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については17時30分以降)適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

2025年4月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)(1日3食を限度)	
一般(下記いずれにも該当しない者)	一般(下記いずれにも該当しない者)	510円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300円	

※1 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ:世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給者

田中病院